

PLAY ART！せんだい 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、PLAY ART！せんだいという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 演劇やダンスなどの文化資源を社会の中で活かし、文化芸術の社会包摂を実現するために、実践や検証、学び合いを通してノウハウを蓄積し発信する団体。また、分野を超えて、文化資源の活用をテーマとした緩やかなネットワークづくりを推進する。

(活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者、障害者、子育て中の親子を含むすべての人を対象とした文化・芸術活動支援事業
- (2) 高齢者、障害者、子育て中の親子を含むすべての人とのアートを紹介した交流・相互理解促進事業
- (3) 文化・芸術・コミュニケーションに関する人材育成事業
- (4) アートを介した地域のまちづくり支援事業
- (5) 上記事業に関する情報提供事業
- (6) その他第3条の目的を遂行する上で必要と認められる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会条件については、趣旨に賛同し、協働しようという団体・個人、とする。

- 1 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又はこの団体の目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 団体構成員

(種別及び定数)

第 12 条 この団体に次の構成員を置く。

- (1) 代表 1人以上
- (2) 監事 1人

(選任等)

第 13 条 代表及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 構成員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この団体の財産の状況を監査すること。
- (3) 監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会にて報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期等)

第 15 条 代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 前項の規定にかかわらず、後任が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を延長する。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第 16 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 17 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第26条 この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画及び予算)

第27条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第28条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第29条 この団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第7章 雑則

(細則)

第31条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立年月日は令和元年10月27日とする。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	大河原英由子
	及川多香子
監事	及川雄悟
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和2年5月31日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業計画及び活動予算は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員		
会費	年額	一口6千円(一口以上)
(2) 賛助会員		
会費	個人・団体・法人	一口3千円(一口以上)